

「犯罪者は許さない」



著名人にせ広告等を利用した SNS型投資詐欺対策に関する提言（案）



「これ以上被害者を出させない」

令和6年5月24日

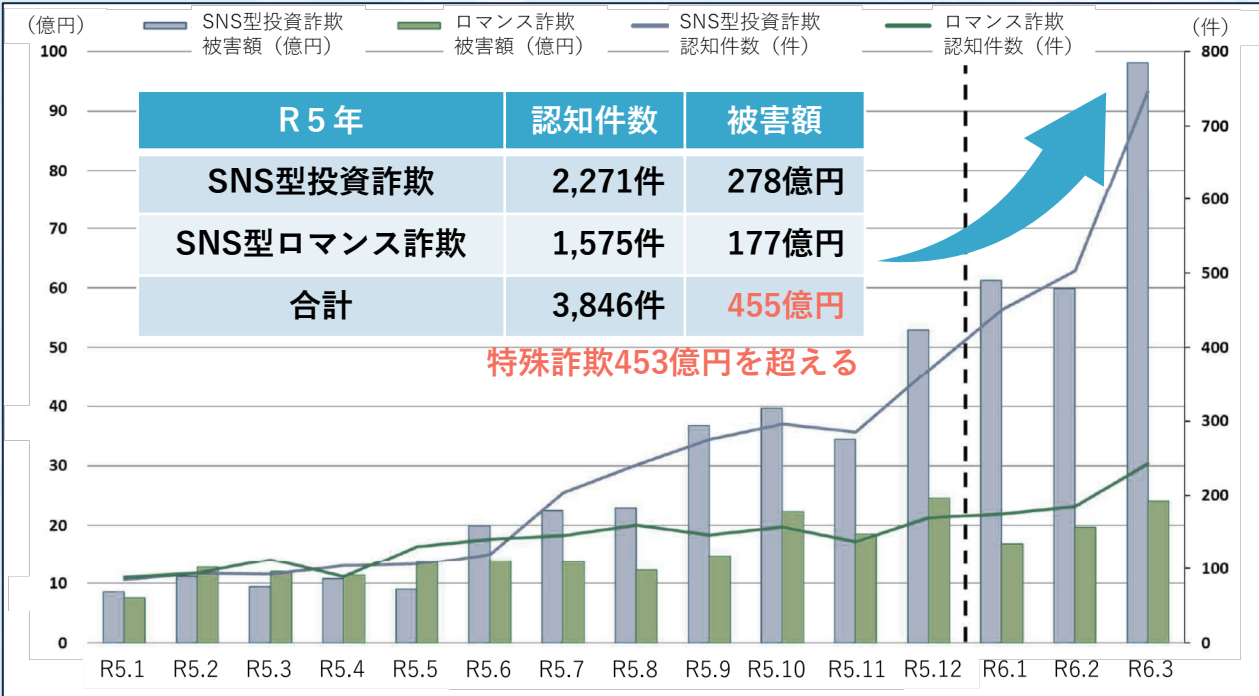
自由民主党

消費者問題調査会・金融調査会・情報通信戦略調査会・デジタル社会推進本部

著名人にせ広告・なりすまし等問題対策ワーキングチーム

SNS型投資詐欺が多発・急増

SNS上の広告で著名人・有名企業の名前や写真を無断利用し、主催するセミナーや投資ビジネスへ勧誘する詐欺（SNS型投資詐欺）が多発・急増



R6年1～3月	認知件数	被害額
SNS型投資詐欺 (前年同期比)	1,700件 (6倍以上)	219億円 (約7.5倍)

被害最高額は
4億5000万円



無断で使用された著名人等も、自らの正規広告に対しても信頼を失い、多大な損失を被る

- ・プラットフォーム事業者の対応は決して十分ではない
- ・日本のマーケットを軽視していると疑念を持たざるを得ないような事業者もある
- ・そもそもソーシャルメディアは、大なる可能性を秘め、様々なメリットをもたらす一方、官民で協力し、適切なルール整備と体制整備を行うことがやはり必要

4月19日の第1回会合以来、強い覚悟でヒアリングや議論を積み重ねてきた

「これ以上被害者を出させない」「犯罪者は許さない」「対応を行わないプラットフォーム事業者を放置しない」

6月にも政府が策定する対策プランに本提言の内容を取り入れ、政府一丸で取り組むことを強く望む

1. 被害に 遭わせない (事前)

- ・ 広告出稿時の事前審査や利用規約等を踏まえた適正な対応をより厳格に行うよう、プラットフォーム事業者に対して緊急要請。特にクローズドチャットを遷移先としている広告は原則として採用しないなどの事前審査実施を求める。【総務省】
- ・ 国民への注意喚起のための政府広報の速やかな実施【警察庁・金融庁・内閣府】
- ・ 関係省庁が連携し、偽広告に関する情報収集や排除をプロアクティブに実施できる体制を構築【金融庁、警察庁、消費者庁、総務省、経産省】
- ・ 金融商品取引法上の無登録業者が無料で投資情報の提供を行う旨等の広告を行った場合でも、違法な金融商品取引業に該当しうることを明確化【金融庁】

2. 被害を 広げない (探知・ 特定)

- ・ 先般成立した改正プロバイダ責任制限法（情報流通プラットフォーム対処法）に盛り込まれた以下の内容等について、プラットフォーム事業者に対して、施行に向けて前倒しで積極的な対応を行うよう緊急要請【総務省】
 - － 削除申出窓口及び手続の整備・公表
 - － 削除申出への対応体制の整備・公表
 - － 削除申出に対する原則一定期間（例：1週間）内の判断・通知
 - － 削除基準の策定・公表や運用状況等の公表
- ・ クローズドチャット対策として、知らない者のアカウントを友だち追加する際に、警告表示・同意取得をする等の対策を実施するようSNS事業者に緊急要請【総務省】
- ・ 暗号資産交換業者や業界団体による取組を促すための対策や注意喚起【金融庁】

3. 犯罪者を 逃さない (取締り)

- ・ クローズドチャットを提供するSNS事業者に対し、公式アカウント作成時に本人確認を実施するなど緊急要請。広告の発信者に関する本人確認を行うための手法検討【総務省・警察庁】
- ・ プラットフォーム事業者に対して、幫助犯に該当する可能性がないか等についても適切に判断を実施【警察庁】
- ・ 詐欺罪に限らず他の法令の罰則の適用も含めて、一層効果的な取締りを実行するための方策について検討を実施【警察庁】

1. 被害に 遭わせない (事前)

< 中長期対策 >

- ・ E Uのデジタルサービス法（D S A法）などの国際動向も踏まえ、法整備も視野に入れた総合的な対策の検討。【総務省】
- ・ 金融商品取引法の内閣府令等を改正することにより、登録業者について、許諾を得ないで著名人等を広告に掲載することを禁止【金融庁】

< 短期対策 >

- ・ 情報流通プラットフォーム対処法の迅速な施行（施行日の前倒し）【総務省】
- ・ 情報流通プラットフォーム対処法の施行に向けて、違法情報への該当性に関するガイドラインを迅速に策定【総務省】
- ・ 特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等と思われる出金・送金等の取引を検知する仕組み等の構築など、顧客の意向や利便性との両立を踏まえた上で、金融機関による更なる取組について検討・研究の実施【金融庁・警察庁】
- ・ インターネット広告産業の構造転換が必要。プライベート・マーケット・プレイス（PMP）が我が国においても進展するよう官民が連携して取り組む。広告主となる民間と政府が連携して、プラットフォーム上の健全な広告マーケット創出に向けて取り組む。広告主の意識・買い方改革、オリジネーター・プロフィール技術（OP）の実装【総務省、経産省】

< 中長期対策 >

- ・ 情報流通プラットフォーム対処法の施行状況を検証した上で、仮に更なる対策が必要と考えられる場合は、D S A法との比較により不足している事項（広告についての透明性）への対応について検討の実施【総務省】

< 短期対策 >

- ・ クローズドチャットを提供するSNS事業者等からの証拠収集の在り方を整理【総務省・警察庁・法務省】

< 中長期対策 >

- ・ 不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における賠償額に関する裁判所における判断動向等に関する調査研究【法務省】

2. 被害を 広げない (探知・ 特定)

3. 犯罪者を 逃さない (取締り)

「これ以上被害者を出させない」

「犯罪者は許さない」

「対応を行わないプラットフォーム事業者を放置しない」

ヒアリング実績

日時	ヒアリング内容	ヒアリング先
4月10日（水）	SNSにおけるなりすましアカウント及び不正広告への対策について（投資勧誘詐欺等の事案と対策について）	実業家 前澤 友作 氏 実業家 堀江 貴文 氏 衆議院議員 平 将明、省庁
4月19日（金）	SNSにおけるなりすましアカウント及び不正広告への対策について	Meta社
4月25日（木）	SNS型投資詐欺への対策について	LINEヤフー株式会社
5月9日（木）	各省課題と対応について	各省
5月15日（水）	なりすましアカウント及び不正広告への対策について	X社
5月17日（金）	なりすましアカウント及び不正広告への対策について	Google社、TikTok社
5月20日（月）	なりすましアカウント及び不正広告への対策について	BI.Garage、OP 技術研究組合

